

令和 8 年度 大台町省エネ家電買換え支援補助金 (申請の手引き)

目 次

No	項 目	ページ
1	制度の概要	1
2	補助金額	2
3	対象となる家電	2～3
4	省エネ基準達成率の確認方法	4
5	申請できる方	5
6	補助対象となる経費	6～9
7	申請の手続	10
8	必要な書類	11～12
9	受付の順序と予算到達時の取扱い	13
10	交付決定から振込まで	14
11	申請後の注意事項	15
12	お問合せ先	15

生活環境課

1 制度の概要

物価高騰による家計の負担を軽減するとともに、省エネ家電への買換えを促進するため、既存の家電製品を省エネ性能の高い製品に買換えた費用の一部を補助します。

制度の3つのポイント

① 買換えが条件です

新規購入・買い増しは対象になりません。今お使いの家電を、省エネ性能の高い製品に取り換える場合が対象です。

② 町内のお店で買うと補助金が2倍です

町内の店舗で購入された場合、上限額が町外店舗の2倍になります。

③ お店に足を運んでのご購入が条件です

インターネット・電話・カタログなどの通信販売は対象になりません。

対象期間

項 目	期 間
購入期間	令和8年10月1日 ～ 令和9年2月26日
申請期間	令和8年10月1日 ～ 令和9年2月26日

⚠ 最初にお読みください（申請時期のご注意）

設置工事が完了し、使用を開始してからでないと申請できません。

購入期間と申請期間はどちらも令和9年2月26日までです。エアコンなどは購入から設置工事の完了までに2～4週間程度かかる場合があります、期限に間に合わなくなるおそれがあります。

1月中のご購入を強くおすすめします。

購入日が期間内であっても、設置が完了せず2月26日までに申請できなかった場合は、補助金を受けられません。ご購入の際は、必ずお店に工事日程をご確認ください。

2 補助金額

■補助率と上限額

補助率はいずれも補助対象経費の2分の1(100 円未満切捨て)です。

品目	町内店舗で購入	町外店舗で購入
電気冷蔵庫	上限 50,000 円	上限 25,000 円
エアコン	上限 40,000 円	上限 20,000 円
LED 照明器具	上限 20,000 円	上限 10,000 円

※申請できる回数

1 世帯につき、1 回限りです。

- ▶複数品目を購入された場合は、まとめて1回の申請でお申込みください
- ▶上限に達しなかった場合でも、2 回に分けて申請することはできません
- ▶同一世帯のご家族が別々に申請することはできません(申請は1世帯につき1人)

■台数の考え方

品目	台数の扱い
電気冷蔵庫	2 台以上購入された場合は、 <u>補助を受ける1台を選んで申請</u> してください
エアコン	
LED 照明器具	購入されたすべての台数を合算し、1回にまとめて申請してください。

※LED 照明器具を町内店舗と町外店舗の両方で購入された場合

それぞれの区分で補助金額を計算し、その合計額をお受け取りいただけます。

ただし、合計額の上限は 20,000 円です。

3 対象となる家電

■3 つの品目が対象です

対象は次の 3 品目です。いずれも新品で、リース品でないものに限ります。

品目	目標年度	省エネ基準達成率
エアコン(室外機を含む)	2027 年度	100%以上
電気冷蔵庫	2021 年度	100%以上
LED 照明器具	2020 年度	100%以上

※必ず「4 省エネ基準達成率の確認方法」(4ページ)で、ご購入前に確認してください。

■買換えの条件

共通の条件

- ▶買換え前の家電を、申請者ご本人またはご家族が、町内のご自宅で実際に使っていたこと
- ▶買換え前の家電の使用をやめること
- ▶今まで設置していた場所に、新しい家電を設置すること

■ 買換えの判定例

〈○ 対象になる例〉

内 容
15 年使った冷蔵庫を、省エネ基準達成率 100%以上の冷蔵庫に買換え
居間のエアコンが古くなったので、新しいエアコンに交換
蛍光灯のシーリングライトを、LED 照明器具(器具本体ごと)に交換

〈× 対象にならない例〉

内 容	対象外の理由
これまで冷蔵庫がなかった部屋に、新しく冷蔵庫を設置	増設
居間のエアコンはそのまま使い、寝室に新しくエアコンを設置	増設
古い冷蔵庫を 2 階に移して、1 階に新しい冷蔵庫を設置	買換え前の家電を使い続けている
蛍光灯の管だけを LED 管に交換(器具はそのまま)	器具本体の交換がない
すでに LED の照明器具を、別の LED 照明器具に交換	買換え前が LED
冷凍庫のみの機能を持つ製品(冷凍ストッカー等)	対象品目外
中古品・リース品の購入	新品でない

■ 購入方法の条件

お店に足を運んで、対面でご購入いただく必要があります。

	購入方法	判定
○	町内の電器店・量販店の店頭で購入	対象(町内店舗)
○	町外の量販店の店頭で購入	対象(町外店舗)
○	店頭で注文し、メーカーから自宅に直送された	対象
×	インターネット通販(お店のネットショップを含む)	対象外
×	電話注文	対象外
×	カタログ通販	対象外
×	フリマアプリ・オークション	対象外

■ 町内店舗・町外店舗の区分

区分	定義
町内店舗	大台町内に店舗があり、その店舗で対面販売を行っているお店
町外店舗	大台町外に店舗があり、その店舗で対面販売を行っているお店

※どちらに該当するか分からない場合は、購入前に生活環境課へお問合せください。

4 省エネ基準達成率の確認方法

⚠️ ご購入前に必ず確認してください

この補助金の対象となるのは、省エネ基準達成率が 100%以上の製品です。経済産業省資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」で確認することができます。

星の数(多段階評価)が多くても、達成率が 100%未満の場合は対象外です。必ずご購入前にご確認ください。

■ 確認の手順

ステップ	やること	具体的な操作・ポイント
1	サイトにアクセス	「省エネ型製品情報サイト」で検索 https://seihinjyoho.go.jp/
2	品目を選ぶ	「電気冷蔵庫」「エアコン」「照明器具」のいずれかをクリック
3	型番で検索	保証書やカタログに記載された 型番 を入力
4	2つの点を確認	① 目標年度が下表と合っているか ② 省エネ基準達成率が 100%以上か
5	画面を印刷・保存	印刷またはスクリーンショットを保存 → 申請時の添付書類として使えます

■ ステップ 4 で確認する目標年度

品目	目標年度	省エネ基準達成率
電気冷蔵庫	2021 年度	100%以上
エアコン	2027 年度	100%以上
LED 照明器具	2020 年度	100%以上

■ お店で確認する方法もあります

型番での検索が難しい場合は、お店の方に「この製品の省エネ基準達成率は何%ですか」とお尋ねください。省エネラベルやカタログで確認できます。

■ 次のような場合は対象になりません

確認結果	判定
目標年度が違う年度しか表示されない	対象外
達成率が 100%未満	対象外

⚠️ 判断に迷う場合は、ご購入前に生活環境課(0598-82-3787)へお問合せください。

5 申請できる方

次のすべてに当てはまる方が申請できます。

■ 申請者の要件

No	要 件
1	令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 2 月 26 日までに対象家電を購入した方 (<u>領収書の日付</u> で判断します)
2	申請日において、 <u>大台町の住民基本台帳に登録されている方</u>
3	申請日において、ご本人および同一世帯の方 <u>全員に、納期限が到来した町税等の滞納がない方</u>
4	同じ経費について、国・県・町・その他の団体から <u>補助金等を受けていない方</u>
5	申請日までに <u>設置を完了し、使用を開始している方</u>
6	買換え前の家電を、 <u>他の場所で使い続けていない方</u>
7	<u>転売など営利目的で購入していない方</u>

※暴力団または暴力団員等である方、暴力団員等と密接な関係を有する方は対象になりません。

■ 設置場所の要件

対象家電は、申請者ご本人または同一世帯の方が現に住んでいる、大台町内の住宅に設置し、家庭用としてお使いいただく必要があります。

- ▶事業所・店舗・事務所への設置は対象外です
- ▶別荘・空き家への設置は対象外です
- ▶町外の住宅への設置は対象外です

■ 町税等の確認について

申請書にご署名(記名)いただくことで、町が次の情報を確認することに同意いただいたものとして扱います。この場合、住民票や納税証明書の添付は不要です。

■ 確認する町税等

	項目		項目
1	町税	6	町営住宅使用料
2	介護保険料	7	保育料
3	後期高齢者医療保険料	8	給食費
4	水道使用料	9	その他町の歳入となるもの
5	生活排水使用料(浄化槽・下水道)		

※滞納がある場合は、補助金を交付できません。 心配な方は、事前に税務住民課等へご相談ください。

6 補助対象となる経費

■ 対象になるのは「本体の税抜価格」だけです

補助対象経費は、省エネ家電製品本体の購入価格(税抜)です。

■ 対象にならないもの

経費	例
消費税・地方消費税	—
設置工事費	エアコンの取付工事費、配管費用
配送費	送料、配送料
据付けに要する附属品の購入費	取付金具、配管カバー、専用コンセント工事
撤去・運搬・処分費	家電リサイクル料金、収集運搬料金
延長保証料	5年保証、10年保証などの追加料金
その他本体購入に直接要しない経費	ポイントカード発行手数料など

⚠ 領収書についての重要なお願い

本体の税抜価格が単独で確認できる領収書・明細書が必要です。

「冷蔵庫一式 ○○円」のように、本体価格と工事費などがまとめて記載された領収書では審査ができません。

ご購入の際、お店に次のことをお願いしてください。

本体価格(税抜)と、工事費・配送費・リサイクル料金を、それぞれ分けて記載してください

■ ○ このような内訳がわかる記載をお願いしてください

項目	金額	補助対象
冷蔵庫 ABC-123XY(型番)		
本体価格(税抜)	100,000 円	◎ 対象
消費税	10,000 円	×
標準取付工事	11,000 円	×
リサイクル料金	4,730 円	×
収集運搬料金	2,200 円	×
合 計	127,930 円	

■ × この記載では審査できません

項目	金額
冷蔵庫一式	127,930 円

⚠ このような内訳や型番表記がない領収書の場合、お店に明細書の発行を依頼していただくことになります。二度手間を避けるため、ご購入時にご確認ください。

■ ポイント・商品券などを使った場合

ポイント・商品券・クーポン券・割引券を使ってご購入された場合は、その分を差し引いた額が補助対象経費になります。

■ ポイント等として差し引く対象

種類	扱い
お店のポイント (家電量販店等)	利用額を差し引きます
商品券・ギフト券	利用額を差し引きます
クーポン券・割引券	利用額を差し引きます
美村ポイント	利用額を差し引きます

■ 「値引き」との違いにご注意

種類	記入方法
値引き・割引 (本体価格そのものが下がっている場合)	値引後の税抜価格を「本体価格」として記入します
ポイント・商品券・クーポン券 (お支払いのときに差し引かれる場合)	本体の税抜価格を記入し、別紙 1 で利用額を差し引きます

■ 計算方法

ポイント等はお支払いの際、消費税を含んだ金額から差し引かれています。この補助金は消費税を除いた本体価格を対象としているため、ポイント等の利用額も消費税相当分を除いて計算します。ポイント等を使われた方は、申請書の「別紙 1 (補助対象経費算定書)」で計算してください。計算が難しい場合は、別紙 1 の①②の欄だけご記入いただければ、役場で計算します。

⚠ 【美村ポイントをお持ちの方へ】

美村ポイントは、家電製品のご購入にもお使いいただけます。

ただし、ポイントでお支払いになった分は補助対象経費から差し引かれるため、補助金額はその半額分だけ少なくなります。

美村ポイントは、飲食店や食料品店など町内の幅広いお店でご利用いただけます。家電のご購入では現金等でお支払いいただき、美村ポイントは他のお店でお使いいただくのがおすすめです。

■ 例 1 町内店舗で冷蔵庫（ポイント利用なし）

項 目	金 額
本体価格(税抜)	100,000 円
補助対象経費	100,000 円
計算	100,000 円 × 1/2 = 50,000 円
町内店舗の上限	50,000 円
補助金額	50,000 円(上限額内)

■ 例 2 町外店舗で冷蔵庫（ポイント利用なし）

項 目	金 額
本体価格(税抜)	100,000 円
補助対象経費	100,000 円
計算	100,000 円 × 1/2 = 50,000 円
町外店舗の上限	25,000 円
補助金額	25,000 円(計算額が町外の上限 25,000 円を超えるため上限額)

■ 例 3 町内店舗でエアコン（ポイント 5,000 円利用）

〈レシートの内容〉

項 目	金 額
エアコン XYZ-456(型番)	
本体価格(税抜)	100,000 円
消費税	10,000 円
標準取付工事	16,500 円
リサイクル料金	2,000 円
収集運搬料金	2,200 円
小計	130,700 円
ポイント利用	-5,000 円
お支払額	125,700 円

〈別紙 1 での計算〉

区 分	金 額	計 算
① 本体価格(税抜)	100,000 円	明細書のとおり
② ポイント等の利用額	5,000 円	レシートのとおり
③ ②の税抜額	4,545 円	$5,000 \div 1.1 = 4,545.45\cdots \rightarrow 4,545$ 円
④ 補助対象経費	95,455 円	$100,000 - 4,545$

〈補助金額〉

項 目	内 容
申請額の計算	④95,455 円 × 1/2 = 47,727.5 円 → 47,700 円(100 円未満切捨て)
町内店舗の上限	40,000 円
補助金額	40,000 円(計算額が上限を超えるため上限額)

■ 例 4 LED 照明器具を 3 台購入（町内 2 台・町外 1 台）

器 具	購入店舗	本体価格(税抜)
居間のシーリングライト	町内店舗	18,000 円
台所のシーリングライト	町内店舗	12,000 円
寝室のシーリングライト	町外店舗	15,000 円

〈別紙 2 で集計〉

区 分	台数	本体価格の合計
町内店舗	2 台	30,000 円
町外店舗	1 台	15,000 円

〈計算〉

区 分	補助対象経費	×1/2	上限	補助金額
町内店舗	30,000 円	15,000 円	20,000 円	15,000 円
町外店舗	15,000 円	7,500 円	10,000 円	7,500 円
合計	—	—	20,000 円	22,500 円
補助金額	—	—	—	20,000 円

※双方購入の合計上限 20,000 円を超えるため、補助金額は 20,000 円となります。

■ 例 5 3 品目すべて購入（すべて町内店舗）

品 目	本体価格(税抜)	×1/2	上限	補助金額
電気冷蔵庫	120,000 円	60,000 円	50,000 円	50,000 円
エアコン	95,000 円	47,500 円	40,000 円	40,000 円
LED 照明器具(3 台)	36,000 円	18,000 円	20,000 円	18,000 円
補助金額の合計	—	—	—	108,000 円

7 申請の手続

■ 申請の流れ

ステップ	やること	ポイント
1	購入前の確認	・省エネ基準達成率をサイトで確認 ・お店が町内／町外のどちらか確認 ・領収書の記載方法をお店に依頼
2	購入・設置	・お店の店頭で購入(通信販売は対象外) ・設置工事の完了、使用開始
3	書類の準備	・申請書、別紙(該当する方) ・領収書、明細書、保証書など
4	申請	・生活環境課の窓口または郵送 ・令和9年2月26日まで
5	審査・交付決定	・交付決定通知書が届きます
6	振込	・ご指定の口座に振込みます(決定から1か月程度)

■ 申請の方法

① 窓口

大台町役場 生活環境課

受付時間 平日 8時30分～17時00分(土日祝日・年末年始を除く)

※窓口では書類を確認しますので、余裕をもってお越しください。

② 郵送

〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750 番地

大台町役場 生活環境課 宛

※郵送の場合、到着日が受理日になります。 令和9年2月26日までに到着するようご注意ください。

③ オンライン申請

令和8年10月1日に公表します。公開までお待ちください。

⚠ 書類の不備についてのご注意

書類に不備があった場合、不備が直った日が受理日になります。

申請が予算額に達した後は補助金を交付できないため、書類の不備によって受理日が遅くなると、補助金を受けられない場合があります。

8 必要な書類

■ ご自身に必要な別紙を確認してください

あなたの状況	別紙 1 (経費算定書)	別紙 2 (LED 内訳書)
LED を申請せず、ポイント等も使っていない	—	—
LED を複数台分申請するが、ポイント等は使っていない	—	必要
LED は申請しないが、ポイント等を使った	必要	—
LED を複数台分申請し、かつポイント等を使った	必要	必要

※「ポイント等」とは、ポイント・商品券・クーポン券・割引券(美村ポイントを含む)です。

■ ① 全員が必要な書類

☑	No	書類	ポイント
☐	1	交付申請書兼請求書(様式第 1 号)	窓口・町ホームページで入手できます
☐	2	領収書の写し	購入日・お店の名称・型番が分かるもの
☐	3	購入明細書または納品書の写し	本体税抜価格が単独で分かるもの ※領収書に記載があれば省略できます
☐	4	保証書の写し	メーカー名・型番が分かるページ
☐	5	省エネ基準達成率が確認できる書類	達成率と目標年度の両方が必要です サイトやカタログの写し
☐	6	振込先口座が確認できる書類の写し	通帳やキャッシュカードの写し

■ ② 該当する方のみ必要な書類

☑	No	書類	必要な方
☐	7	家電リサイクル券(排出者控え)の写し	電気冷蔵庫・エアコンを申請する方
☐	8	取替え前・取替え後の写真	LED 照明器具を申請する方
☐	9	LED 照明器具購入内訳書(別紙 2)	LED 照明器具を申請する方
☐	10	補助対象経費算定書(別紙 1)	ポイント等を利用した方

■ 各書類の説明

1 交付申請書兼請求書(様式第 1 号)

- 生活環境課の窓口または町ホームページで入手できます
- 申請者ご本人が記入し、誓約事項のすべてに☑してください
- 複数の品目を購入された場合も、1 枚の申請書にまとめてご記入ください

2 領収書の写し

- 購入日が令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 2 月 26 日までであること
- お店の住所・名称が記載されていること
- 製品の型番が記載されていること
- ポイント等の利用額が記載されていること(利用した場合)

3 購入明細書または納品書の写し

- ▶本体の税抜価格が単独で確認できること
- ▶工事費・配送費・リサイクル料金と区分して記載されていること
- ※領収書に上記の内容が記載されている場合は、明細書の提出は不要です。

4 保証書の写し

- ▶メーカー名と型番が確認できるページ
- ▶お店で購入日やお店の名称の記入が漏れている場合は、ご提出前にご確認ください

5 省エネ基準達成率が確認できる書類(いずれか)

- ▶省エネ型製品情報サイトの画面を印刷したもの
- ▶カタログの該当ページの写し
- ▶省エネルギーラベルの写し
- ※達成率と目標年度の両方が確認できるものをご用意ください。

6 振込先口座が確認できる書類の写し(いずれか)

- ▶通帳の表面と、口座名義が印字されたページ
- ▶キャッシュカードの写しでも可

7 家電リサイクル券(排出者控え)の写し

買換え前の冷蔵庫・エアコンを処分された際に、お店から受け取る控えです。
※買換え前の家電を処分せず保管されている場合は、処分後の申請となります。

8 取替え前・取替え後の写真

- LED 照明器具を申請される場合に必要です。
- ▶取替え前の照明器具の写真
 - ▶取替え後の LED 照明器具の写真
 - ▶申請するすべての器具について、それぞれ撮影してください

〈撮影のポイント〉

- ▶照明器具が写るように撮影してください
- ▶同じ場所(同じ部屋)で、前後を撮影してください
- ▶写真の裏面や余白に部屋名(居間、台所など)を記入してください
- ▶別紙2の「設置場所」欄と同じ名前をお使いください

9 補助対象経費算定書(別紙1)

ポイント・商品券・クーポン券・割引券(美村ポイントを含む)を利用して購入した場合のみ提出してください。

- ▶①②の欄まで記入し、③④は空欄で提出いただいても構いません。役場で算定します。

10 LED 照明器具購入内訳書(別紙2)

LED 照明器具を複数台分申請する場合のみ提出してください。

- ▶購入したすべての器具について、製品名・型番・設置場所・購入日・購入店舗・店舗区分・本体価格(税抜)をご記入ください
- ▶「設置場所」は、取替え前後の写真と対応するように記入してください(例:居間、台所、玄関)。
- ▶行が不足する場合は、用紙を複写してお使いください
- ④がマイナスとなる場合は「0」となり、その品目の補助金は交付されません。

9 受付の順序と予算到達時の取扱い

■ 受付は先着順です

補助金は予算の範囲内で交付します。申請額の合計が予算額に達した時点で受付を終了します。受付の順序は、申請書と添付書類に不備がない状態で受理した日の順です。

■ 書類に不備があった場合

不備が直った日が受理日になります。

(例)

➤12月1日に提出(書類に不足あり)

➤12月20日に不足書類を提出 → 受理日は12月20日

※この間に予算額に達した場合、補助金を受けられません。

書類は必ずご確認のうえ、ご提出ください。

■ 予算額に達した場合

同じ日の申請で予算を超えた場合

➤その日に受理した申請を対象に抽選を行い、交付する方を決定します。

➤抽選の結果は、抽選を行った日から14日以内にお知らせします。

※予算額に達した日の翌日以後は、補助金を交付できません。

■ 予算到達のお知らせ

予算額に達した場合は、速やかに町ホームページ等でお知らせします。

申請をお考えの方は、事前に町ホームページでご確認いただくか、生活環境課へお問合せください。

10 交付決定から振込まで

■ 審査

提出された書類を審査します。必要に応じて、追加の書類をお願いしたり、設置状況を確認させていただく場合があります。

■ 交付決定通知

審査の結果、交付が決定した場合は**交付決定通知書**をお送りします。

通知書には、品目ごとの補助金額の内訳を記載しています。ご確認ください。

※交付できない場合は、**不交付決定通知書**でその理由をお知らせします。

■ 振込

交付決定後、ご指定の口座に振込みます。

▶振込までの目安:交付決定から1か月程度

▶振込後の個別のご連絡はいたしません。通帳等でご確認ください

別紙1の計算を役場で行った場合

別紙1の③④の欄を空欄でご提出いただいた場合は、役場で計算します。

計算結果は交付決定通知書の内訳でご確認ください。

11 申請後の注意事項

■ 補助を受けた家電の取扱い

補助金の交付を受けた家電製品は、一定期間(法令に定める耐用年数の期間)、町の承認なく次のことをすることができません。

- 転売・譲渡
- 交換
- 廃棄
- 貸付け
- 担保に供すること
- 補助金の目的に反する使用

ただし、故障・災害などやむを得ない理由で使用できなくなった場合は、この制限は適用されません。

■ 調査へのご協力

町は、補助事業が適正に行われているか確認するため、必要な範囲で調査を行うことがあります。その際にご協力をお願いします。

■ 交付決定の取消し・返還

次の場合、交付決定を取り消し、すでにお支払いした補助金の返還を求めることがあります。

- 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき
- 交付の条件に違反したとき
- 財産処分の制限に違反したとき
- その他不適当と認められるとき

■ 申請の取下げ

申請後に取下げを希望される場合は、「交付申請取下げ届出書(様式第4号)」をご提出ください。

■ 温暖化対策へのご協力

町が実施する地球温暖化対策に関する施策の推進に、ご協力をお願いします。

12 お問合せ先

大台町役場 生活環境課

〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750 番地

電話 0598-82-3787

FAX 0598-84-1113

受付時間 平日 8時30分～17時00分 (土日祝日・年末年始を除く)